

アーカイブ

2021年度 教員養成関連主要公的文書（抄）

	種類	発信日	文書名
1.	教育実習	令和3年4月13日	3文科教第19号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」
2.	介護等体験	令和3年4月13日	3文科教第20号「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」
3.	その他	令和3年5月7日	3文科教第117号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」
4.	その他	令和3年8月4日	3文科教第438号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」

この度公布・施行された、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令23号）」の概要及び留意事項について通知します。

3 文科教第 19 号

令和 3 年 4 月 13 日

教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添のとおり「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令23号）」が公布、施行されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して本件について周知するようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

令和3年度の教育実習の実施については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、小学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援

学校をいう。以下同じ。)の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

2 改正等の要点

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等が令和2年度又は令和3年度に教育実習の科目の授業を実施できないことにより、教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関(以下「大学等」という。)に在学する学生又は科目等履修生(以下「学生等」という。)が教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができることとすること(以下「教育実習特例」という。)

3 施行日

公布の日(令和3年4月13日)から施行することとしたこと。

4 留意事項等

(1)教育実習特例等の内容及び活用

① 令和2年度又は令和3年度に教育実習の科目の履修を希望しながら、大学等が授業を実施できないことにより単位を修得することができないときは、卒業年次の学生等であるか否かに関わらず、教育実習特例の対象とすること。

② 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(令和2年8月11日付け2文科教第403号総合教育政策局長通知)4(1)②において令和2年度に限り行うこととされたものを令和3年度も引き続き行うこととして、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができることとする。当該扱いは、本施行通知の通知日前で令和3年度において大学等が行った授業についても同様とすること。

その際、教育実習の科目であることが前提であることから、大学等が授業を行う場合は、教育実習に相当する教育効果を有することが認められるものであり、かつ、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待されること。

③ 令和2年度及び令和3年度においては、小学校等における教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材(いわゆる学習指導員)等としての活動を教育実習の科目の授業として位置付けることも可能であること。

- ④ 教育実習は、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる重要な機会であり、本来、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ履修すべき科目であるため、(5)を参考に可能な限り教育実習を実施することを検討した上で、それでもなお当初想定していた受入先の小学校等での受入れが困難になった場合であって、代替となる受入先の小学校等が見つからない学生等がいる場合などは、安易に教育実習特例の活用を検討するのではなくまずは、(1)②③の大学等が行う授業や学習指導員としての活動を教育実習の科目の授業として位置付けることを検討すべきであり、その場合であっても可能な限り、受入先の小学校等で行う教育実習と組み合わせて実施することについて検討することを原則とすること。

そのため、教育実習特例は真にやむを得ない場合にのみ活用することとし、また、教育実習特例を活用する場合や(1)②③による場合においても、新型コロナウイルス感染症の状況に十分注意しつつ、学生が学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる機会(例えば学習指導員としての活動等)の活用を積極的に促進することが期待されること。

- ⑤ なお、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、大学等の教職課程において学生等が修得する令和2年度又は令和3年度の単位に限定されず、令和元年度以前に既に修得した単位や、令和4年度以後に修得する予定の単位をあてることも差し支えないこと。

(2) 大学等における教職課程の編成及び履修指導等

- ① 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)による改正前に、現に大学等に在学等する者と、改正後に入学等する者が併存することに留意して、各々に応じた科目の開設及び履修指導を行う必要があること。
- ② 教育実習特例を活用して教育実習以外の科目の単位をもって教育実習の科目の単位にあてた場合には、当該科目の履修については、教育実習の科目の単位以外には免許状の授与に必要な最低修得単位数に算入できないことに留意して、学生等に履修指導を行うこと。
- ③ (1)⑤のとおり、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、令和元年度以前に既に修得した単位や令和4年度以後に修得する予定の単位としても差し支えないことから、令和元年度以前に学生等が在学していた又は令和4年度以後に学生等が在学している大学等が学力に関する証明書(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第7条第1項)を発行する際は、令和2年度又は令和3年度に学生等が在学していた大学等と連携を取り、場合によっては学生等が特例対象者であることを当該大学等に証明してもらうことなど適切な対応をお願いした

いこと。

- ④ 教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、大学等が発行する学力に関する証明書において当該特例の扱いを記載する必要はないこと。

(3) 都道府県教育委員会における免許授与事務

教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、都道府県教育委員会においては、免許状の授与に当たり当該特例を活用したか否かについての確認は不要であり、また免許状の備考欄等への記載も不要であること。

(4) 小学校等で勤務するに当たっての研修の実施等

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人、学校設置会社においては、新規採用者の中に教育実習特例等を活用した者が存在することを念頭に、小学校等での教師としての勤務を円滑に行えるよう、必要に応じ例えば初任者に対する指導、育成に際し、授業観察を通じた実践的な指導等を充実するなど、初任者研修を含めた研修の在り方について十分配慮していただきたいこと。

(5) 教育実習を実施する場合の留意事項

① 学生への事前指導

ア 教育実習の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

イ 教育実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は教育実習への参加を見送るよう指導していただくこと。

ウ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」などの小学校等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で教育実習に参加させていただくこと。

オ 実習中は受入先である小学校等における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、小学校等と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養する

ことを学生に徹底していただくこと。

② 教育実習実施前の事前調整

ア 教育実習生を受け入れる小学校等の今年度の受入数が制限される場合には、卒業年次の学生など教育実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

イ 大学設置基準等において、実習は 30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位としていることから、(1) ② ③によらず可能な限り教育実習を実施する観点から、教育実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、教育実習生を受け入れる小学校等の状況も踏まえ、弾力的に検討していただきたいこと（例えば、最低修得単位数が 4 単位の場合は 120～180 時間となり、教育実習の実施期間としては 3～4 週間程度となる）。

なお、実施期間を変更する場合でも、単位数や履修方法（必修又は選択の別）に変更がない限りは、これに伴う教職課程認定上の手続は必要ないこと（以下ウについても同様）。

ウ 感染症対策に取り組みながら教育活動を行う小学校等においては、通常期と同様な教育実習を行うことが困難な場合もあると考えられる。3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにすること等に留意し、教育実習の内容、方法等について、受入先の小学校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症については、下記の文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたいこと。

文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

エ 実習の期間や内容、方法等の検討に当たっては、大学等における事前・事後指導等で履修すべき内容と小学校等での教育実習で履修すべき内容や活動の在り方を見直すことも考えられること。

オ 大学等は、受入先の小学校等の確保も含め、教育実習の全般にわたり、小学校等や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 22 条の 5）、教育実習の実施方法や内容等の変更について、主体的に受入先の小学校等や教育委員会に連絡・相談していただきたいこと。また、学生が教育実習の科目の履修に不安を抱えていることも考えられることから、学生に対し丁寧に説明

していただきたいこと。

③ 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、急遽、教育実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学等、学生、小学校等・教育委員会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学等は確実に連絡体制を構築していただくこと。

④ 実習後の留意事項

ア 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学等は事後指導等において、補充的な内容の授業等を行っていただきたいこと。

イ 教育実習の終了後に、学生の感染が判明した場合、大学等は小学校等・教育委員会に速やかに連絡するとともに、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年6月5日付け2文科高238号高等教育局長通知）、「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年6月5日付け2文科教第225号総合教育政策局長通知）等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

添付資料：

別添「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第23号）

参考資料「令和2年度又は令和3年度に実施が困難となった教育実習の代替措置」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室免許係
電話：03-5253-4111(内線：3969)
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

別添

○文部科学省令第二十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「令和二年度」を「令和二年度又は令和三年度」に改める。

一 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第四十二項

二 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第

四十一号）附則第八項

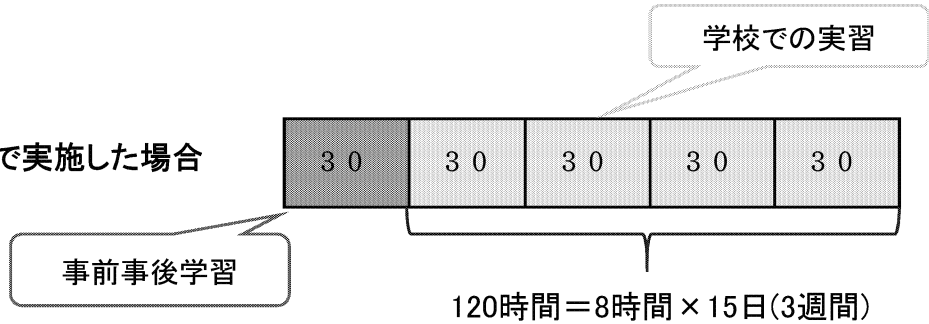
附 則

この省令は、公布の日から施行する。

＜参考＞令和2年度又は令和3年度に実施が困難となった教育実習の代替措置
～小学校の教育実習（5単位）の例～

現行制度（授業時間を短縮する場合）

1単位の授業時間を30時間で実施した場合



令和3年4月13日（省令改正＆通知）

通知4(1)③④の措置

令和2年度又は令和3年度に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること

全部又は一部を大学での実習で可
学習指導員の活用も可能



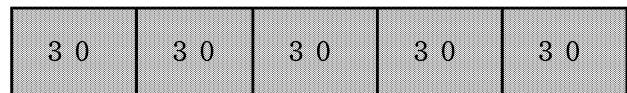
※ 上記の教育実習の授業時間を短縮する場合や通知4(1)③④の措置を検討しても実施が困難な場合等真にやむを得ない場合のみ、以下の省令改正の扱いを検討すること。

（省令改正）

教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目※で代替可能とする

※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

全部又は一部を教育実習以外の
科目で代替可



（通知(4)1③④の措置及び省令改正）

これらを組み合わせることも可能



この度公布・施行された、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第24号）」等の概要及び留意事項について通知します。

3 文科教第 20 号
令和 3 年 4 月 13 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 特 別 支 援 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第24号）が令和3年4月13日に公布、施行され、併せて別添2のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月一部改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）を定めました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を

介護等体験 発信日：令和3年4月13日

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

十分御理解いただきますようお願いいたします。

また、小学校又は中学校の免許状の教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度又は令和3年度に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「特例法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）又は免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の開設者におかれては、それぞれ下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）又は（7）に係る措置を実施するため、下記4の留意事項等（4）⑥の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目又は講習の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

なお、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件（平成9年文部省告示第百八十七号）は別添3のとおり令和3年4月13日をもって廃止し、また、特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達）以下「施行通達」という。）3留意事項（1）介護等の体験の内容等については、介護等体験の運用の変更に伴い、本施行通知により令和3年4月13日をもって廃止します。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

介護等体験の多様な体験機会の充実を目指し、介護等体験が実施可能な施設を拡大する。

また、介護等体験の機会確保のため、令和3年度の介護等体験の実施については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の

ための措置の影響により、介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

2 改正等の要点

(1) 介護等体験の対象となる施設の拡大

介護等体験を行う施設については、特例法の趣旨である「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性」に鑑み、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行う施設であることを踏まえ、従来の施設範囲を見直し、多様な体験機会を充実させるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）（以下「特例省令」という。）第2条において児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される施設や事業等について整理するとともに、新たに、

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定される学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される特別支援学級を設置する学校又は特別な支援を要する児童生徒への特別の教育課程を編成する学校等
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定される国立ハンセン病療養所等
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に規定される不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設

を追加することとしたこと。

（特例省令第2条関係）

(2) 介護等体験の実施に関する特例

- ① 令和2年度又は令和3年度に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。

（特例省令附則第2項関係）

- ② 上記①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度又は令和3

年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 大学等において、令和3年度までに、当該大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和3年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和3年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者

エ 在学する大学等において、令和3年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

オ 令和3年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者

カ 免許法認定通信教育において、令和3年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を1単位以上修得した者

キ 令和2年度又は令和3年度に開設されるインターネット型等の免許状更新講習であって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

（介護等体験免除者に係る大臣決定）

③ その他、

- ・上記②イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして大学等が認めた科目があるときは、大学等は当該科目をインターネット等により公表すること
- ・上記②カの指定科目及びキの特定講習の指定に関して、免許法認定通信教育及び免許状更新講習の開設者からの申請に基づき指定すること
- ・上記②アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し必要

な事項を定めたこと
など、上記②アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

(3) その他

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（令和3年2月文部科学省令第6号）による用語の整備を踏まえ、所要の改正を行ったこと。

3 施行日

公布の日（令和3年4月13日）から施行することとしたこと。

4 留意事項等

(1) 新たに追加される介護等体験の対象施設等

① 学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第56条（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）又は同令第86条（同令第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、学校生活への適応が困難であることにより、特別の教育課程の編成による指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

② 日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校等（中等教育学校にあっては前期課程のみ）のうち、学校教育法施行規則第56条の2（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、日本語に通じないことにより、特別の教育課程の編成による日本語等の指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

③ 特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う学校等

ア 小学校等のうち、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）においての通級による指導の実施形態としては、（1）児童生徒が在学する小学校等において指導を受ける「自校通級」、（2）児童生徒が他の小学校等に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（3）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒が在学する小学校等に巡回して赴き指導を行う「巡回指導」が考えられるが、いずれの形態であっても実際の指導が行われる小学校等を対象施設とすること。

イ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われ

る上記のような体験を含む教育実習についても、当該体験部分については介護等体験として、その期間に算入できることとすること。証明書を発行する際は当該体験部分の期間を記入すること。

ウ 高等学校、中等教育学校のうち、学校教育法施行規則第 86 条（同令第 108 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による特別の教育課程を編成するものとは、療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施するものを指すこと。

④ 国立ハンセン病療養所等

国立ハンセン病療養所等とは、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）別表第三に掲げる施設及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成 13 年厚生労働省告示第 224 号）第一項各号に規定する施設を指すこと。

⑤ 不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを主たる目的として設置される教育施設を指すこと。

⑥ 障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援を行う施設

障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援については、介護等体験が施設において実施されるものであることを踏まえ、施設において実施される障害福祉サービスを想定していること。

(2) 介護等体験の実施に当たって留意すべき事項

施行通達 3 留意事項（1）介護等の体験の内容等については、以下の内容とすること。

- ① 介護等の体験の内容については、特例法第 2 条第 1 項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特別支援学校や上記（1）③に規定される特別支援学級を設置する

又は通級による指導を行う小学校等において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験が行われた部分について介護等体験として、期間に算入すること。証明書を発行する際は当該体験が行われた部分の期間を記入すること。

- ② 1日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。
- ③ 介護等体験の期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、施行通達において社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間が望ましいとされていたが、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。なお、その場合においても特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいこと。

期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。

- ④ 特例法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状態、受入施設の状態等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症下での介護等体験の実施に当たっての留意事項

① 介護等体験前の学生への事前指導

ア 大学等は、実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。体験中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

イ 大学等は、介護等体験に参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は介護等体験への参加を見送るよう指導していただくこと。

ウ 大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」、「社会

福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」（令和2年3月19日事務連絡）などの学校及び社会福祉施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で介護等体験に参加させていただくこと。

エ 大学等は、体験中は受入施設における感染症対策に関する指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、受入施設等と相談の上、障害者、高齢者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

② 介護等体験実施前の事前調整

ア 受入施設の今年度の受入人数が制限される場合には、卒業年次の学生など介護等体験を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

イ 受入施設等においては、通常期と同様の介護等体験を行うことが困難な場合もあると考えられる。3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにすること等に留意し、実施内容や方法等について受入施設と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。

③ 介護等体験中の留意事項

学生の感染が判明した場合や地域の感染拡大の状況等により、急遽、介護等体験を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学等、学生、教育委員会や社会福祉協議会、受入施設等が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学等は確実に連絡体制を構築していただくこと。

④ 介護等体験後の留意事項

介護等体験の終了後に学生の感染が判明した場合、大学等は、関係する教育委員会や社会福祉協議会、受入施設等に速やかに連絡するとともに、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年6月5日付2文科高238号高等教育局長通知）、「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年6月5日付元文科教第225号総合教育政策局長通知）を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

（4）令和3年度における介護等体験の実施に関する特例

① 介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

ア 令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行うことを予定していたこ

とについて

本人が令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度又は令和3年度中は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。

② 施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

③ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に含まれることとされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

ア 特例法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。

イ 介護等体験は、特例省令及び特例告示に規定される施設及び事業等を行う施設における(2)①に規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。

ウ 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)におけ

る科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

エ 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。

④ 介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定1(4)に定める措置を行おうとする大学等は、別紙1の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。

イ 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する(レポートを提出させ、その成果を確認する)ことにより行うこと。

ウ 上記レポートの確認に当たっては、1)上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2)その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね600~800字ずつ計1,200~1,600字程度以上を目安とすること。

上記の確認に当たっては、例えば、別紙2の「視覚障害児/聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書(作成例)」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。

エ 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。

オ 「在学」には、科目等履修生として大学等に「在籍」することも含まれること。

⑤ 介護等体験の代替措置となる認定通信教育について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定1(5)に定める「履修の認定」とは、

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。

イ 介護等体験免除者に係る大臣決定1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。

⑥ 指定の申請について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙3の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

イ 介護等体験免除者に係る大臣決定1（7）に定める特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、別紙4の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

⑦ 介護等体験代替措置対象者の証明書について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。

イ 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。

ウ 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

5 令和2年度又は令和3年度に限り行うことができる遠隔による介護等体験の

取扱いについて

(1) 遠隔による介護等体験の要件

- ① 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
- ② 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）

(2) 遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

- ① 介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。
- ② 大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

6 教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて

大学等は、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、例えば「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目とすることができること。

また、特別支援学校で行う教育実習は、介護等体験と兼ねて実施したりするなど、小学校又は中学校の教諭の免許状の教職課程のカリキュラムとの関連を図り、効果的・効率的な実施に努めること。

添付資料：

別添1 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第24号）

別添2 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月一部改正。）

別添3 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件を廃止する件」（文部科学省告示66号）

別紙1 「利用許諾条件書」

別紙2 「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」

別紙3 「指定科目実施要領」

別紙4 「特定講習実施要領」

参考資料1 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達）

参考資料2 「介護等体験を行うことができる施設」

参考資料3 「小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について」（概要）

本件担当：

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：kaigo@mext.go.jp

公文書受付	第 76 号
	2021 年 5 月 10 日
	配布先 教務部

学長室
川越教学課
板倉事務課
赤羽台事務課

3 文科教第 117 号
令和 3 年 5 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義本博司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 25 号）」が公布、施行され、別添 2 のとおり教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 3 のとおり教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 4 のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）が改正されました。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、大学等連携推進法人等については、別添 5 のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日 2 文科高第 1070 号）において制度の趣旨等が周知されているところですので、留意事

- 1 -

項についても併せて御確認いただき、十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）（以下「教職課程WG報告」という。）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にも適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、教職課程として必要な授業科目（以下「連携開設科目」という。）を連携して備えることができる制度を導入すること
- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること
- ・大学に置かれる2以上の学部等の緊密な関係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等関係課程実施基本組織」という。）を置く場合に当該基本組織に教職課程を設置できるようにすること

等が提言されたところです。

この提言等を踏まえ、連携開設科目を開設する教職課程の設置等に係る特例措置や、教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備、自己点検評価の仕組みを整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）等について所要の改正を行うものです。

また、各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を

廃止するものです。

2 改正等の要点

(1) 連携開設科目

① 連携開設科目の単位の認定

(免許法施行規則第10条の3第1項)

免許状の授与を受けようとする者は他の大学(大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。)で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目の単位に含めることができることとする。

② 連携開設科目を開設する教職課程の扱い

(免許法施行規則第22条第3項、教職課程認定基準3(3))

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。

③ 連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

(教職課程認定基準2(3))

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。)の教職課程の認定を同時に受ける教職課程(以下「連携教職課程」という。)において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用することにより、専任教員の共通化を可能とすること。

④ 連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

(教職課程認定基準9)

以下のア)からオ)の要件を全て満たす必要があることとする。

- ア) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であること
- イ) 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するとともに、次の役割を果たすものとする

① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

- ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
 - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- ウ) 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等において8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること
- エ) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に依りて、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を、連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員により按分し、按分した数が1未満の場合は1人とする
- オ) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに教職専門科目を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならないが、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではないこととする
- なお、通常の教職課程の認定を受けようとする学科等が複数の団地に分かれ、これらの団地間の距離が50kmを超える場合であって、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の取り扱いについても、連携教職課程を設置する大学間の取り扱いと同様に、いずれかの団地において、教職専門科目を開設し、当該学科等の入学定員に応じた専任教員を配置していれば足りることとする。 (教職課程認定基準3(8))

⑤ 連携教職課程を設置する大学への実地視察
(教職課程認定大学実地視察規程4)

連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行うものとする。

(2) 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

① 学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準2(1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

- ② 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い
(教職課程認定基準8)

同一の免許状の種類 of 教職課程を連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であって、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとする。

- ③ 学部等連係課程実施基本組織が変更等される場合の教職課程の扱い
(教職課程認定審査の確認事項1(1))

既に認定を受けている学部等連係課程実施基本組織の統合、分離等その組織を変更する場合において、学部等連係課程実施基本組織の設置若しくは廃止又は学部等連係課程実施基本組織の分離と解されるときは、新たに課程認定を受けることが必要とすること。

- (3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入
(免許法施行規則第22条の7、第22条の8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする。

- (4) 高等学校教諭免許状(情報)等の教職課程における「教科に関する専門的
事項」の共通化の拡大
(教職課程認定基準4-8(1)ii)

高等学校教諭(情報)と中学校・高等学校教諭(数学)又は中学校(技術)

の「教科に関する専門的事項」の共通化を可能とすること。

- (5) 各種様式における旧姓、通称名の併記及び押印原則の廃止
(免許法施行規則等の各種様式)

別添1にて改正された各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名の併記を可能とするとともに、免許状を除き押印原則を廃止し各種様式を活用する都道府県教育委員会等の判断により押印を廃止することを可能とすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1)①及び②並びに(5)については、公布の日(令和3年5月7日)から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 大学が設置している教職課程に連携開設科目を追加で開設する場合の申請

既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合には、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

- (2) 新しく連携教職課程を設置する場合の申請

- ① 連携教職課程の対象となる免許状の種類については、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭であること。
- ② 幼稚園教諭や小学校教諭の教職課程は、幼稚園・小学校の教員養成を主たる目的とする学科等について認定することとなっており(教職課程認定基準2(5))、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、複数の大学が教職課程を共同して実施する仕組みとしては、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第43条第1項等に基づく共同教育課程制度を活用することが適当であること。
- ③ 連携教職課程を設置する大学同士が全体として教職課程の質を向上させることができるよう、連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織として、教職課程認定基準2

(5) に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」としたこと。

- ④ 広域的な大学間の連携の場合には、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備を図り、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑤ 大学として、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制を整備し、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑥ 連携教職課程を設置する各大学の学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすことを担保するため、学生が在籍する学科等と、それ以外の学科等から一定の単位数を必ず履修するものとして必要な単位数を必ず開設しなければならないこととしていること。
- ⑦ 連携教職課程に整備する教学管理のための体制については、連携教職課程として認定を受けようとする免許状の種類の教職課程ごとに専任教員1人以上をその構成員とすること。また、当該専任教員が授業科目の共通開設に伴い複数の連携教職課程の専任教員を兼ねている場合には、それぞれの連携教職課程の教学管理のための体制の構成員とすることができること。

- (3) 新しく学部等連係課程実施基本組織に教職課程を設置する場合の申請
学部等連係課程実施基本組織を設置し、当該組織に教職課程を設置しようとする場合には、新たに課程認定を受けることが必要であること。

なお、既に教職課程の認定を受けている連係協力学部等においては、入学定員の変更届の提出が必要であること。

- (4) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

全学的な体制の整備及び自己点検評価に関する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を別添6において示しているところであり、当該ガイドラインに基づき各大学において適切に対応いただきたいこと。

- (5) 「教科に関する専門的事項」の共通開設の拡大

複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる（教職課程認定基準4－8（4））ことから、高等学校教諭（情報）の教職課程と中学校・

高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の教職課程に共通に開設する「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができること。

(6) 各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

(7) 各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添1のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続き押印を行うことを妨げないこと。

(8) その他

① 令和4年度から連携教職課程を設置する場合については、事前相談を令和3年5月～6月中旬、申請書提出締切を令和3年6月下旬を予定しており、様式も含め別途連絡する予定であること。

② 今後、教職課程WG報告で提言されている複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制や、『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年1月中央教育審議会答申）で提言されている小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例等に必要な教職課程認定基準の改正を行う予定であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 25 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日 2 文科高第 1070 号）

別添 6 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和 3 年 5 月 7 日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則等に関すること
免許係

電話：03-5253-4111 (内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること

教職課程認定係

電話：03-5253-4111 (内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

3 文科教第 438 号
令和 3 年 8 月 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義本博司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 35 号）」が公布、一部施行され、別添 2 のとおり教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 3 のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）が、別添 4 のとおり教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日課程認定委員会決定）が改正されました。

また、別添 5 のとおり、「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」（平成 29 年 11 月 17 日））に新しく新設される「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを追加し、「教職課程コアカリキュラム」（令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定）として改訂しましたのでご連絡いたします。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和2年1月23日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ。以下「最終報告」という。）において、「教員養成フラッグシップ大学」として指定を受けた場合に、Society5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行い、特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の特例に関する制度を整備すべきであるとの提言がされたところです。

この提言を踏まえ、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が当該大学を指定する制度を創設するとともに、指定された大学に在学する者が普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」において「指定大学が加える科目」を指定大学において修得することが可能とする特例の制度を整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）について所要の改正を行うものです。

また、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）において、「各教科の指導法におけるICTの活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し、速やかな制度改正等を行うことが必要であることが提言されたところです。

加えて、学校を取り巻くICT環境が急速に変化し、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI戦略2019」（2019年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、大学や高等専門学校において2025年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することが提言されたところです。

これらの提言を踏まえ、普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の事項に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化するとともに、普通免許状の取得にあたって認定課程とは別に修得が求められる科目において、「情報機器の操作」2単位に代わって「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位を修得できるようにするため、免許法施行規則等について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

(1) 指定大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等

① 「指定大学が加える科目」の新設及び当該科目の修得方法の特例

(免許法施行規則第2条表備考第14号及び第15号、第5条表備考第7号並びに第7条第3項)

- ア) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法において、「指定大学が加える科目」の修得を追加すること。
- イ) 幼稚園、小学校、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（又は「教科及び教科の指導法に関する科目」）、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。
- ウ) 高等学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は8単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は4単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。
- エ) 特別支援学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

② 認定課程を有する大学を文部科学大臣が指定する制度の創設

(免許法施行規則第21条の2)

- ア) 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができることとする。
- イ) 文部科学大臣は、ア)の指定をしたときは、指定大学の名称、指定した日、指定した理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する

こと。

ウ) 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとし、取り消す場合は、その大学の名称、取り消した日、取り消した理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(2) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する事項の新設等

① 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とすること。

② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

ア) 小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすること。

イ) ア)のうち「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得するものとする。

③ 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

（免許法施行規則第66条の6）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして定める科目は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位とすること。

④ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴う教職課程認定基準の関係規定への追加

(教職課程認定基準3 (4)、4-3 (5) ii)、4-8 (2) i) ②)

②により「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を事項として新設したことに伴い、教職課程認定基準の関係規定に当該事項の文言を追加等すること。

- ⑤ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む授業科目の開設方法
(教職課程認定審査の確認事項2 (4)、(5) ④)

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上の修得が必要になるが、当該単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できる場合には、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における他の事項と併せた授業科目の開設を可能とすること。

- ⑥ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員の業績
(教職課程認定審査の確認事項3 (5))

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員については、当分の間、本改正前の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかの授業科目での活字業績を有している者をもってあててることを可能とすること。

- ⑦ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴うコアカリキュラムの改正
(教職課程コアカリキュラム)

ア) 別添5のとおり、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを「教職課程コアカリキュラム」(「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」(平成29年11月17日)以下「旧コアカリ」という。)に新たに追加し、「教職課程コアカリキュラム」(令和3年8月4日教員養成部会決定。以下「新コアカリ」という。)としたこと。

イ) (2) ②ア) により「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすることに伴い、小学校、中学校及び高等学校においては

- ・新コアカリの「教育の方法及び技術」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のうち、（１）教育の方法論及び（２）教育の技術による内容とすることとしたこと
- ・新コアカリの「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のうち、（３）情報機器及び教材の活用の内容を含め、新たに（１）情報通信技術の活用の意義と理論、（２）情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進、（３）児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法によって構成される新たなコアカリキュラムを作成したこと。

ウ）幼稚園、養護教諭及び栄養教諭においては、「教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムは従来通りの内容とすること。

エ）（２）①により「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とすることに伴い、新コアカリにおいて文言の整理を行ったこと。

⑧ 「教職実践演習」における ICT の活用

（教職実践演習の実施に当たっての留意事項 3.）

認定課程の総仕上げとして位置付けられている「教職実践演習」において、認定課程における各科目の単位の修得を通じて ICT 活用指導力に必要な知識技能が修得されていることを確認し、不足する場合には補充して定着を図ることができるよう、「教職実践演習」においても ICT の積極的な活用を図ることとする。

（３）専修免許状の取得に必要な大学が独自に設定する科目の修得方法

（免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号、第 11 条表備考第 1 号、第 11 条の 2 表備考第 1 号、第 16 条第 5 項）

専修免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」において、「大学が加えるこれらに準ずる科目」を修得することができることとするとともに、免許法施行規則第 11 条、第 11 条の 2、第 16 条に基づいて専修免許状を取得する際に必要な「大学が独自に設定する科目」における単位の修得方法の例を免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号の修得方法の例にならうこととする。

(4) 経過措置規定

(教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項)

- ア) 令和4年3月31日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関（以下「課程認定大学等」）に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととする。
- イ) 令和4年3月31日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととする。
- ウ) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座、認定通信教育の課程（以下「認定講習等」という。）を履修している場合又は既に修得した場合についてもア)イ)と同様に、それぞれ改正前の免許法施行規則における内容を、改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととする。
- エ) 上記ア)イ)の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1)及び(3)については、公布の日(令和3年8月4日)から施行すること。

4 留意事項等

(1) 指定大学が加える科目の単位修得上の扱いについて

- ① 指定大学の指定が取り消された場合、指定が取り消されるまでの間に修得した指定大学が加える科目の単位については、引き続き、普通免許状の授与に必要な教科及び教職に関する科目として有効に扱って差し支えないこと。
- ② 指定大学が学力に関する証明書を発行するに当たっては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の場合は、「大学が独自に設定する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、特別支援学校の教諭の普通免許状の場合は、「特別支援教育に関する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、備考欄を活用する等により明確に記載するようにすること。
証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ③ 都道府県教育委員会においては、「指定大学が加える科目」については、普通免許状の授与に必要な「教科及び教職に関する科目」のいずれかの科目にあてることができることを踏まえ、普通免許状の授与事務において②の学力に関する証明書を基に適切に普通免許状の授与が行えるようにすること。
- ④ 指定大学において「指定大学が加える科目」を修得した者が指定を受けていない大学に編入学等をする際に、免許法施行規則第10条の3を活用する場合は、入学先の大学が認めるところにより当該大学が有する認定課程の科目の単位として認めることとされているが、「指定大学が加える科目」は指定大学において修得することができる科目であるため、指定を受けていない大学においては、単なる「大学が独自に設定する科目」の単位として整理することとなること。
そのため、「指定大学が加える科目」として整理するためには、指定大学において学力に関する証明書を発行することが望ましいこと。
- ⑤ 免許法施行規則第11条、第11条の2、第13条、第15条、第16条、第18条の2、第18条の4においては、第2条表備考第14号の修得方法の例にならうものとする事とされていることから、2(1)①ア)及び2(3)と同様に「大学が独自に設定する科目」に「指定大学が加える科目」及び「大学が加えるこれらに準ずる科目」を加えることができることとする事。

(2) 指定制度について

- ① 最終報告において示された5年を基準として指定する事由がなくなると判断する場合において指定の取り消しを行い、指定の事由が引き続き認められる場合は継続することを可能とすること。

なお、文部科学大臣は、指定の事由がなくなった場合は、教員養成フラッグシップ大学の指定を取り消すこととされており、指定の事由がなくなると認められる場合は、5年を経過する前にも指定を取り消すことがあること。

- ② 「指定大学が加える科目」は、「大学が独自に設定する科目」の一つではあるものの、従来の「領域（又は教科）に関する専門的事項に関する科目」や「保育内容（又は各教科）の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が加えるこれらに準ずる科目」ではない新しい科目として加えられるものであることを踏まえ、指定大学が「指定大学が加える科目」を開設する場合は、当該趣旨を踏まえ、普通免許状の授与に必要なものの範囲において新たな内容を含む科目とすること。
- ③ 指定制度の詳細なスケジュールや具体的な申請要件等については追って教職課程を置く各国公私立大学に連絡する予定であること。

(3) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の修得方法について

- ① 免許法施行規則第2条表備考第12号において規定される幼稚園と小学校の教諭の普通免許状の授与に際して修得が必要な単位の流用の規定においては、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）」について、同規則第3条第1項の表の場合においても同様とする場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に係る部分に限る。）」と読み替えて扱うこととすること。
- ② 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第2項及び第3項に規定される経過措置により、改正前の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得した者は、改正後の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術に関する教育の理論及び方法」に読み替えることができることとなるが、この場合においても修得する総単位数に不足がないよう徹底すること。

- ③ 改正後の免許法施行規則による学力に関する証明書の様式や記入方法については、証明書発行事務の参考のため、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ④ 改正省令の附則第2項及び第3項に規定する在学には科目等履修生として在籍する場合も含まれること。

(4) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設について

- ① 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、小学校及び中学校教諭の一種免許状及び二種免許状並びに高等学校教諭の一種免許状の教職課程に令和4年度以降に入学する者に適用される。科目の変更届の提出については、8月中に教職課程を置く大学等に連絡予定であること。
- ② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状の認定課程における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」において1単位以上の授業時間数の確保がシラバス上で確認できる場合には、共通開設が可能であること。
- ③ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてる場合であっても、大学は当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進すること。

(5) 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

- ① 大学においては、免許法施行規則第66条の6により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日。文部科学大臣決定。）により「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含されたものとして科目を構成しているものが適用されることとなることに留意して科目の設定をするとともに、設定に当たっては認定がなされたものであることを証明する書類とともに届出を行うこと。
- ② 免許法施行規則第66条の6の科目の単位の修得にあたっては、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位のいずれかを修得することが求められることになるが、「数理、データ活用及び人工

知能に関する科目」が設置されている大学においては、在学する学生に対して積極的に当該科目を修得させることが望ましいこと。

(6) 認定課程全体を通じた ICT 活用指導力の育成について

- ① 大学等においては、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であることから、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが期待されること。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できる環境整備に努めることも期待されること。
- ② 大学等においては、「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、教育委員会や学校の具体的な取組の参考となるよう作成された手引や動画コンテンツ等を教職課程の授業等で活用して、学生がより実践的に、また確実に教員の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組んでいただいているところであるが、引き続き、こうした教師向け研修資料を活用した実践的な学修活動の充実に取り組んでいただきたいこと。
- ③ 大学等においては、「教職実践演習」における ICT の活用場面として、教員としての表現力や授業力等を身に付けているか確認するための模擬授業での活用などが考えられること。なお、授業科目のシラバスを変更するだけの場合は、認定課程の変更届は不要であること。
- ④ 大学等においては、認定課程における ICT 活用指導力の取組状況についても、自己点検・評価し、改革・改善につなげていくことが必要であること。また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、大学等の取組もこうした変化に対応していくことが必要であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 35 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「教職課程コアカリキュラム」（令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定）

参考資料 1 「教員養成フラッグシップ大学構想について」

参考資料 2 「教職課程における ICT 活用に関する内容の修得促進に向けた取組」（概要）

参考資料 3 「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に yönelik 取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること
教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111 (内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○ICT 科目、教職課程全般に関すること
教員免許企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111 (内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○教員養成フラッグシップ大学に関すること
教員養成企画室教育大学係、教職大学院係

電話：03-5253-4111 (内線：3498、3778)

E-MAIL：kyoin-y@mext.go.jp